

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 28 日

八戸市長 小林 眞
(公 印 省 略)

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲 **〔南浜・美保野地区〕**
大久保、町畑、美保野、金吹沢、白浜、種差、大久喜、金浜集落等
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 12 月 28 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
12 経営体数
法人 5 経営体
個人 7 経営体
集落営農（任意組織） 0 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
・担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
・単一の農業経営ではなく、アスパラガス、ごぼう、じゃがいも、スイートコーン、にんじん、にんにく、ながいも、ねぎ、花き等の複数部門による農業経営並びに養豚、養鶏等の畜産経営により、地域農業を維持させていく。